

社債権者集会に関する招集ご通知 兼 参考書類

2025 年 7 月 9 日

株式会社マクロミル

第 4 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

第 5 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

第 6 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

第 7 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）

第 8 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）

社債権者 各位

社債権者集会招集者

株式会社マクロミル

代表取締役社長 佐々木 徹

株式会社マクロミル（以下「当社」といいます。）は、当社が 2021 年 6 月 23 日に発行した株式会社マクロミル第 4 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP386303BM65）（以下「第 4 回無担保社債」といいます。）、2023 年 6 月 7 日に発行した株式会社マクロミル第 5 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP386303AP63）（以下「第 5 回無担保社債」といいます。）及び株式会社マクロミル第 6 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP386303BP62）（以下「第 6 回無担保社債」といいます。）、並びに 2024 年 7 月 4 日に発行した株式会社マクロミル第 7 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）（ISIN コード：JP386303AQ70）（以下「第 7 回無担保社債」といいます。）及び株式会社マクロミル第 8 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）（ISIN コード：JP386303BQ79）（以下「第 8 回無担保社債」といいます。）（以下、総称して「本各社債」といいます。）に関して、会社法第 717 条の規定に基づき、それぞれ、下記のとおり社債権者集会（以下、総称して「本各社債権者集会」といいます。）を開催いたしますので、ご本人又は代理人にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、事前に書面をもって議決権を行使することができます。

記

1. 本各社債権者集会の日時、場所、目的事項及び議案の内容

（1）第 4 回無担保社債に係る社債権者集会

①日時 2025 年 7 月 31 日（木曜日）午前 10 時

②場所 東京都港区港南二丁目 16 番 1 号 品川イーストワンタワー
株式会社マクロミル本社 11 階会議室

③目的事項

第 4 回無担保社債の社債要項の一部を変更する件

④議案の内容

第 4 回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

変更前	変更後
8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、<u>2026年6月23日</u>（以下「償還期日」という。）にその総額を償還する。 （以下省略）	8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、<u>2025年9月30日</u>（以下「償還期日」という。）にその総額を償還する。 （以下省略）
9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、<u>2021年12月23日</u>を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各23日にその日までの前半か年分を支払う。 （以下省略）	9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、<u>2021年12月23日</u>を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各23日にその日までの前半か年分を支払う<u>ものとし、2025年6月24日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> （以下省略）

(2) 第5回無担保社債に係る社債権者集会

①日時 2025年7月31日（木曜日）午前11時30分

②場所 東京都港区港南二丁目16番1号 品川イーストワンタワー
株式会社マクロミル本社 11階会議室

③目的事項

第5回無担保社債の社債要項の一部を変更する件

④議案の内容

第5回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

変更前	変更後
8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、<u>2026年6月5日</u>（以下「償還期日」という。）にその総額を償還する。 （以下省略）	8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、<u>2025年9月30日</u>（以下「償還期日」という。）にその総額を償還する。 （以下省略）
9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、<u>2023年12月7日</u>を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各7日にその日までの前半か年分を支払う。 （以下省略）	9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、<u>2023年12月7日</u>を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各7日にその日までの前半か年分を支払う<u>ものとし、2025年6月8日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> （以下省略）

(3) 第6回無担保社債に係る社債権者集会

①日時 2025年7月31日(木曜日)午後1時

②場所 東京都港区港南二丁目16番1号 品川イーストワンタワー
株式会社マクロミル本社 11階会議室

③目的事項

第6回無担保社債の社債要項の一部を変更する件

④議案の内容

第6回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

変更前	変更後
8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2028年6月7日</u> (以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。 (以下省略)	8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2025年9月30日</u> (以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。 (以下省略)
9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2023年12月7日</u> を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各7日にその日までの前半か年分を支払う。 (以下省略)	9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2023年12月7日</u> を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各7日にその日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2025年6月8日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

(4) 第7回無担保社債に係る社債権者集会

①日時 2025年7月31日(木曜日)午後2時30分

②場所 東京都港区港南二丁目16番1号 品川イーストワンタワー
株式会社マクロミル本社 11階会議室

③目的事項

第7回無担保社債の社債要項の一部を変更する件

④議案の内容

第7回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

変更前	変更後
8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2027年7月2日</u> (以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。 (以下省略)	8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2025年9月30日</u> (以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。 (以下省略)
9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2025年1月4日</u> を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月及び7月の各4日にその日までの前半か年分を支払う。 (以下省略)	9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2025年1月4日</u> を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月及び7月の各4日にその日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2025年7月5日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

(5) 第8回無担保社債に係る社債権者集会

①日時 2025年7月31日(木曜日)午後4時

②場所 東京都港区港南二丁目16番1号 品川イーストワンタワー
株式会社マクロミル本社 11階会議室

③目的事項

第8回無担保社債の社債要項の一部を変更する件

④議案の内容

第8回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

変更前	変更後
8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2029年7月4日</u> (以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。 (以下省略)	8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2025年9月30日</u> (以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。 (以下省略)
9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2025年1月4日</u> を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月及び7月の各4日にその日までの前半か年分を支払う。 (以下省略)	9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2025年1月4日</u> を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月及び7月の各4日にその日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2025年7月5日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

2. 本各社債権者集会の議案の提案理由

2025年5月26日付で当社が公表した「株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、当社株式の併合を含む議案について、2025年5月26日開催の臨時株主総会に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されました。その結果、2025年6月17日をもって当社の普通株式は上場廃止となりました(以下「本非公開化」といいます)。

本各社債権者集会の議案は、当社の本非公開化に伴い、本各社債について現在の償還期限に先立って償還を実施すべく、社債権者様に対し、本各社債の社債要項の変更をお願いするものであります。

3. 議決権行使に向けた必要手続

本各社債権者集会における議決権行使に向けた必要手続は以下のとおりです。複数の種類の本各社債を保有されている社債権者様は、各種類の本各社債毎に社債権者集会における議決権行使手続を実施頂く必要がありますので、ご注意ください。

(1) 86 条証明書の提出手続

本各社債権者集会において議決権を行使される場合は、ご出席の如何にかかわらず、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）第 86 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、本各社債権者集会の開催日の 1 週間前（2025 年 7 月 23 日（水）必着）までに、本各社債に係る 86 条証明書（注）を当社にご提出いただく必要がございます。そのため、下記(a)及び(b)のとおり、86 条証明書の発行を受けた上で、同日までに必要書類を下記(b)の提出先に郵送にてご提出ください。

(注) 振替法第 86 条第 3 項に基づき該当する本各社債を保管する口座の開設先である口座管理機関又は振替機関から交付される同法第 68 条第 3 項各号に掲げる事項を証明した書面であり、振替社債を保有していることを証明するための書面です。

(a) 86 条証明書の発行手続（社債権者様と口座開設先の口座管理機関等との間の手続）

①発行依頼先

該当する本各社債を保管する口座の開設先である口座管理機関又は振替機関

②お手続の期限

下記(b)③の 86 条証明書の提出期限を考慮の上、お早めにお手続きをお願い致します。

③その他

86 条証明書の発行手続の詳細については、該当する本各社債を保管する口座の開設先である口座管理機関又は振替機関にお問い合わせください。

注意事項：

- ・ 86 条証明書の発行については、各社債権者様において、該当する本各社債を保管する口座の開設先である口座管理機関又は振替機関へ直接ご請求いただく必要があります。また、86 条証明書の発行には時間を要することがありますので、ご注意ください。

(b) 86 条証明書の提出手続（社債権者様から当社宛の提出手続）

①ご提出書類

a. 86 条証明書（正本）

b. 預り証発行依頼書（印鑑証明書で証明される実印にて押印ください。）

c. 印鑑証明書（既にご提出いただいている場合には不要です。）

※「c. 印鑑証明書」は集会日の前 3 ヶ月以内の発行日のものをご用意ください。

②ご提出方法

下記の提出先までご郵送いただけますようお願い致します。

<提出先>

〒108-0075 東京都港区港南二丁目 16 番 1 号 品川イーストワンタワー11 階

株式会社マクロミル 社債権者集会担当 宛

電話番号 03-6716-0706

③ご提出期限

2025 年 7 月 23 日（水）必着

注意事項：

- ・ ご提出いただきました 86 条証明書につきましては、当社にて本各社債権者集会終了までの間、一時お預かりさせていただきます。
- ・ 期限までに 86 条証明書を郵送いただきました社債権者様については、当社より、「預り証」を発行の上、郵送にてお送りさせていただきます。預り証（原本）は、本各社債権者集会にご出席される場合に提示が必要となるほか本各社債権者集会後の 86 条証明書の返却手続にも必要となりますので大切に保管ください。
- ・ 86 条証明書が発行されてから、発行した口座管理機関又は振替機関に返還されるまでの間は、当該本各社債について譲渡、質入その他の処分はできません。

（２）議決権の不統一行使のための必要手続

議決権の不統一行使を行われる場合には、ご出席の如何にかかわらず、次のとおり、必要書類を下記の提出先にご郵送いただけますようお願い致します。

①ご提出書類

- a. 議決権の不統一行使通知（印鑑証明書で証明される実印にて押印ください。）
- b. 印鑑証明書（既にご提出いただいている場合には不要です。）

※「b. 印鑑証明書」は集会日の前 3 ヶ月以内の発行日のものをご用意ください。

②ご提出方法

下記の提出先までご郵送いただけますようお願い致します。

< 提出先 >

〒108-0075 東京都港区港南二丁目 16 番 1 号 品川イーストワンタワー11 階
株式会社マクロミル 社債権者集会担当 宛
電話番号 03-6716-0706

③ご提出期限

2025 年 7 月 27 日（日）必着

注意事項：

- ・ 議案に対する賛及び否の議決権の額の合計額が議決権の額（保有する社債の元本総額）を下回った場合には、当該差額分は、不行使として取り扱います。

(3) 書面による議決権行使のための必要手続

本各社債権者集会への当日出席に代えて、書面による議決権行使を行うことができます。書面による議決権行使を行われる場合には、次のとおり、必要書類を下記の提出先にご郵送いただけますようお願い致します。

①ご提出書類

- a. 議決権行使書面（印鑑証明書で証明される実印にて押印ください。）
- b. 印鑑証明書（既にご提出いただいている場合には不要です。）

※「b. 印鑑証明書」は集会日の前3ヶ月以内の発行日のものをご用意ください。

②ご提出方法

下記の提出先までご郵送いただけますようお願い致します。

<提出先>

〒108-0075 東京都港区港南二丁目16番1号 品川イーストワンタワー11階
株式会社マクロミル 社債権者集会担当 宛
電話番号 03-6716-0706

③ご提出期限

2025年7月30日（水）午後5時 必着

注意事項：

- ・ 書面による議決権行使を行うには、86条証明書をご提出いただく必要があります。なお、86条証明書のご提出期限は2025年7月23日（水）（必着）となりますので、ご注意ください（上記「(1) 86条証明書の提出手続」をご参照ください。）
- ・ 書面による議決権行使を行う場合は、2025年7月30日（水曜日）午後5時（必着）までに議決権行使書面を当社にご提出いただく必要がございますので、上記行使期限までに上記の提出先に郵送にてご提出ください。
- ・ 書面による議決権行使を行う場合において、同一の社債権者様が同一の議案に対し重複して議決権を行使した場合において、それぞれの議決権の行使内容が異なる場合は、最後に上記の提出先に到達した議決権行使書面に係る議決権の行使を有効なものとして取扱います。但し、議決権の行使内容が異なる各議決権行使書面の到達の先後関係が不明の場合は、議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない場合として取扱います。
- ・ 議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない場合は、議案に賛成の意思表示があったものとして取扱います。
- ・ 議決権行使書面に記載されている議決権の額と本各社債権者集会の開催日の保有金額（86条証明書の記載金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取扱います。

(4) 社債権者集会に出席して議決権を行使される場合の必要書類

本各社債権者集会に出席して議決権を行使される場合には、次のとおり、必要書類をご持参いただけますようお願い致します。

①ご本人様が出席される場合にご持参いただく書類

- a. 議決権行使書面（印鑑証明書で証明される実印にて押印ください。）
- b. 預り証（原本）
- c. 本人確認書類（社債権者様が法人の場合、来場される当該法人の役職員様の社員証または名刺（2枚））
- d. 印鑑証明書（既にご提出いただいている場合には不要です。）

※「a. 議決権行使書面」は集会当日の議決権行使において必要となります。

※社債権者様が個人の場合、「c. 本人確認書類」として、社債権者様ご本人の運転免許証、健康保険証等の公的機関発行の個人住所の記載のある本人確認可能な書類をご持参ください。

②代理人様が出席される場合にご持参いただく書類

- a. 議決権行使書面（印鑑証明書で証明される実印にて押印ください。）
- b. 預り証（原本）
- c. 委任状（印鑑証明書で証明される実印にて押印ください。）
- d. 代理人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等の公的機関発行の個人住所の記載のある本人確認可能な書類）
- e. 印鑑証明書（既にご提出いただいている場合には不要です。）

※「a. 議決権行使書面」は、集会当日の議決権行使において必要となります。

(5) 86条証明書の返却手続

お預かりしている86条証明書は、本各社債権者集会終了後に、預り証（原本）と引換えにご返却させていただきます。なお、上記にてご返却できない場合は、本各社債権者集会日の翌日以降に、当社より郵送にてお送りします。

4. 本各社債権者集会に関する日程概要

本各社債権者集会に関する日程概要は下表記載のとおりです。

項 番	日程	手続	備考
1.	～ 7 月 23 日（水）	86 条証明書の発行手続	本書の上記 3.（1）（a）に従いお手続きをお願いします。 <u>なお、発行された 86 条証明書の提出期限は 7 月 23 日（水）です。同日（必着）までに招集者（当社）宛てにご郵送いただけるようお手続きをお願いします。</u>
2.	～ 7 月 23 日（水） <u>【必着】</u>	86 条証明書の提出	本書の上記 3.（1）（b）に従いお手続きをお願いします。
3.	～ 7 月 27 日（日） <u>【必着】</u>	議決権の不統一行使通知の提出（※必要な場合に限る）	議決権の不統一行使をご希望の社債権者様は、本書の上記 3.（2）に従いお手続きをお願いします。
4.	～ 7 月 30 日（水） <u>【午後 5 時必着】</u>	書面による議決権行使（招集者（当社）への議決権行使書面の送付）	書面による議決権行使をご希望の社債権者様は、本書の上記 3.（3）に従いお手続きをお願いします。なお、議決権を行使するには、上記提出期限までに上記 1. 記載の 86 条証明書をご提出いただく必要がありますので、ご注意ください。
5.	7 月 31 日（木）	社債権者集会への出席及び議決権行使	社債権者集会での議決権行使をご希望の社債権者様は、本書の上記 3.（4）に従い必要書類をご持参下さい。

（注）本各社債権者集会において議案通り決議が成立した場合は、この決議について裁判所の認可を経た後、全ての社債権者様に対して効力を有するものとなります。この場合、遅滞なく電子公告を行います。

本各社債権者集会に関する各種お問合せ先

〒108-0075 東京都港区港南二丁目 16 番 1 号
品川イーストワンタワー11 階 株式会社マクロミル
社債権者集会担当
電話番号 03-6716-0706
E-mail ir@macromill.com

以 上